

史料所在調査の意義と構造—二次的史料所在調査について—

長佐古美奈子

一 学習院大学史料館では昭和六〇年度より「旧華族家史料の総合的研究」と題し、旧華族に関わる様々な調査・研究をおこなってきた。⁽¹⁾

研究をおこなう上で、旧華族という枠組みで史料の所在を把握する必要があったため、館として旧華族家の史料の所在調査、及びそのデータベース化に取り組み、報告書⁽²⁾として刊行するに至った。

ところで、この「旧華族家史料所在調査」でおこなった「史料所在調査」が従来からなされている「史料所在調査」の枠組み(方法)と異なっていたため、所在調査をおこなう過程において、多くの史料保存利用機関・図書館・自治体史編纂室などから、史料所在調査の意味や内容、その必要性について逆に問い返されることがあった。このことから、「史料所在調査」という用語の定義について、まだ不明確なことを痛感した。

このような経験を踏まえ、「史料所在調査」という用語及び概念について整理しておきたい。

また、実際的な旧華族家史料所在調査の方法、報告書の概要・体裁などについてもまとめた。こちらも参照していただきたい。

一 史料所在調査の構造——一次的史料所在調査と二次的史料所在調査——

今回当館でおこなった旧華族家史料所在調査は、

1. すでに作成された目録などを情報源として使用した

2. 特定の属性(歴史的枠組み)に沿っておこなった

この二点が大きな特色である。この二点に着目し、従来おこなわれてきた史料所在調査と今回の史料所在調査を比較し、「史料所在調査」の意義と構造について考察する。

(一) すでに作成された目録などを情報源として使用したことの意義

従来おこなわれてきた史料所在調査では、調査の対象を

①自分の研究テーマに沿った興味ある史料

②地方史(自治体史)の視点から、その地域の史料

に設置することが多い。

国文学研究資料館史料館(以下、国立史料館と略)発行の『史料の整理と管理』⁽³⁾中の「史料所在調査法」では、史料所在調査には、所蔵先はすでに判明していて、その所蔵史料の詳しい内容を把握するための悉皆調査をおこなう場合と、所蔵先そのものの確認調査から手がけなければならない場合の二種類とがあり、史料の所蔵先が確認されれば、

次の段階として、どういう史料がどのくらい所蔵されているか、それらはどういう状態で保管されているかを把握するための調査へと進むが、その際の現地での史料調査の心構え、事前の準備、携帯品、史料所蔵者への挨拶等はどうするべきかという実際の・マニュアル的な記述がなされている。

つまり、ここでの史料所在調査とは、「現地」においておこなわれる「原史料について」の調査である。

ところで、安藤正人氏は、史料を「段階的整理」することが必要であると提案し、段階的整理の持つ意義を以下のように説明している。(以下、安藤試論と略)⁽⁴⁾

「分析的整理の目標は、記録史料群が内包している、記録発生母体の組織と機能を反映した体系的秩序を再構成し、これを目録等の検索手段のかたちで記述編成することである。しかし、専門的な調査研究を必要とするこの作業は一朝一夕にできることではない。またこの作業に入る前に、その前提として、記録史料の原形やもとの配列状況などについて基礎データを取っておく必要がある。そこで、記録史料群の整理は、初期的な現状調査から本格的な分析まで、長期的、段階的な計画のもとで行い、検索手段(目録等)の作成も概要的なものから順次高度で多様なものへレベルアップしていくやり方が望ましいと考える。」というものである。

つまりこの「現地」でおこなわれる原史料対象の史料所在調査は、当初現地において、所在の確認をまずおこない、次にその所在場所において段階的整理の概要調査をおこなう⁽⁵⁾。さらに「現地」での概要調査を終えたら、続いて「史料保存利用機関など」において内容調査→構造分析→多角的利用と調査を進めて行くわけである。

本論ではこの「所在確認から多角的な検索手段の作成まで直接原史料に当たる調査」を「一次的史料所在調査」と呼ぶ。

一次的史料所在調査は、基本的な調査であり、この調査を抜きに研究をおこなうことはできない。しかし、この調

査には

① 原史料に当たることにより作業量が膨大となる——安藤試論の考え方は理想だが、ますます作業量が増え、かえって公開できない場合もあり得る。——

② 調査主体が散在することによりレファレンスが困難

③ データの公開性に問題

という側面もある。

つまり、調査主体の関係者以外が史料に関する情報を入手することが難しい、即ち史料の公共性が低いわけである。

そこで、史料に関する情報の統合的システムの確立が必要となる。その統合的システムの確立の一つの手段として、「二次的史料所在調査」の上で作成された概要目録、内容目録、さらに調査分析した基本目録(多様な検索手段)などの情報を統合し、加工する作業が考えられる。この作業を「二次的史料所在調査」と考える。⁽⁶⁾つまりここでの「史料所在調査」とは、「複数の一次的史料所在調査の結果をもとに、史料(群)の所在を確認する調査」である。今回当館のおこなった調査はこれに当たる。

(二) 特定の属性(歴史的枠組み)に沿っておこなった意義

二次的史料所在調査の究極的な目的は、すべての史料を対象としたデータベースの作成といえよう。⁽⁷⁾しかし、これは現状では、物理的にまず困難であるし、またすべての史料を対象にしたデータベースのフォーマットはあまりにも複雑になりすぎる。逆に、データベースフォーマットを簡素化すると検索に不便を来す。

そこで、ある特定の属性(歴史的枠組み)に沿って、二次的な史料の所在調査をおこなうことが現実的な対応となるわけである。ある史料(群)の一つの要素—歴史的枠組みの中のある事象、用語—が特定出来れば、その要素に従って史料を選択することにより、物理的にも内容的にも取り扱い易く、検索の効果も期待できることになる。ユネスコの下部機関であるICA(国際文書館評議会)でも、その国独自の史料の残り方に即して、検索手段の開発を推進すべきことが唱えられているのである。

また、コンピュータを用いたデータベースを構築する場合、データベース上で共有すべきフィールドとそれぞれが個別に持つべきフィールドを分け、共有すべきフィールドでリレーショナルなデータベースを構築することにより、あらゆる情報に対応できるようになる。

ところで、現在史料整理の目的は「あらゆる組織体の史料群は、記録発生母体の組織と機能を反映した体系的秩序を内包している。史料整理にあたってこのことを特に重視し、記録史料群の体系的秩序を再構成することこそ史料整理の最終目標にほかならない。」⁽⁸⁾と考えられている。例えばある家の史料の所在場所がいくつかに分散していた時、その分散の経緯をたどることにより初めて、記録史料群の原秩序を再構成することもできるわけである。そのためには、二次的史料所在調査により、史料の所在情報を収集することがまず必要である。

また、二次的史料所在調査をおこない、広範に史料所在情報を公開することにより、文献史学のみならず、他分野などの学際共同研究への便宜をはかることができる。史料の公共性を考えても、単に文献史学の分野だけの史料の利用・研究にとどまらず他分野で史料を利用できることは大きな前進である。実際に、考古学の分野で旧大名屋敷を発掘する際に当館の旧華族家史料所在調査の成果を利用し、調査対象となった大名家の史料の所在を確認し、参照した例などがある。

(三) 二次的史料所在調査の課題

以上、史料所在情報の広範な公開と利用のために二次的史料所在調査がいかに重要で必要性も高いかについて述べたが、次に課題をあげてみたい。

二次的史料所在調査は、つねに一次的史料所在調査の成果に基づく、文字どおり二次的な所在調査である。もちろん自分の足で探して、未見の史料を発見することもあるが、それは、自分がまず一次的史料所在調査をおこなって、次にその成果を二次的史料所在調査に反映させるわけである。それゆえ、一次的史料所在調査の充実がなによりも必要である。二次的史料所在調査をおこなうためには前述のように史料保存機関などが一次的史料所在調査により作成した概要目録、内容目録や史料台帳、館案内パンフレットなどを利用していただくわけであるが、各機関によりその精粗は様々である。

国立史料館では、全国レベルの所蔵者別(史料群別)の史料の所在一覧を作成するために、その基本となるデータカードの作成をおこなっている。一次的史料所在調査にもいろいろなレベルがあるため「データカードは現所蔵者・保管者を基準とし、史料保存利用機関の場合は、各史料群ごとにカード化をおこなっている。記入事項は出典となる目録類に明記されている限りにおいて行う。」⁽⁹⁾という。情報を記したカードは、現在は専用キャビネットにファイリングしてあるが多量で多用な情報の迅速な検索のためには、コンピュータ利用による情報検索システムの開発・整備が必要ということで現在、史料所在データベースSINDBADを構築し、入力を進めているということである。このSINDBADの場合にも、データカードを作成するに当たり未記入項目が多くでてしまう、という問題に直面し

たという。そのほかにも目録の「内容」に精粗があり、そのためデータカードにも精粗がでてしまうことになっていくという。これらの問題の解決のために国立史料館では、「史料所在・管理情報共有化のための提案」として各史料保存機関で収蔵史(資)料管理情報データシートを作成し、その際に今後の検索への利用を考慮し、最低限どんな情報を探らなければならないか、各機関共通のフォーマットを作成したらどうかと提案している。⁽¹⁰⁾ もちろん形式の統一されたフォーマットがあった方が検索の上では便利である。しかしそのフォーマットに適合する史料台帳・目録を新たに作成することは大変な時間と労力を要する。各機関が作成している「いまあるもの」をいかに有効に利用していくかが今後の課題となろう。

二 二次的史料所在調査の具体的方法について

次に、二次的史料所在調査を行う際の具体的な方法について、当館で行った旧華族家史料所在調査をもとに記す。旧華族家史料所在調査は、昭和六〇年度より平成二年度までの七年間おこなわれた。⁽¹¹⁾

今回の報告書は、旧華族家一〇一一家を五〇音順にならべ、叙爵を受けた人物を表題名とし、歴代の当主に関連する史料(個人名の史料)の所在が一覧できるようにしている。また、藩名や叙爵された理由などからデータを捜した場合には附編に参考史料として、一〇一一家に関する叙爵理由、当主の系図、系譜、石高、居所(領地変遷)を一覧としたので、そこから該当する家の家ナンバーを検索し、本文データを参照することができる。

今回のデータでは家分け史料、関係史料の他に、他家で所蔵されていた史料なども旧華族家史料の一部として採録した。このような成果を得ることができたのは、二次的史料所在調査をおこない、「その家に関係するキーワード」

表Ⅰ 採録対象・対象外史料

<p>公的な機関が所蔵する旧華族所蔵史料，関係史料のうち一七世紀以降に作成されたもの</p> <p>…対象外…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の家分け文書の中に含まれている史料 ・関連史料のうち『国書総目録』『古典籍総合目録』『補訂版国書総目録』により，刊行が確認されている史料 ・モノ史料 ・絵巻物等の美術系史料 ・写真(マイクロフィルムによる収集史料は採録)，拓本 ・旧家臣についての史料，地方史料 ・近代以降の公文書 <p>…採録の特殊な例…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『国書総目録』，『補訂版国書総目録』，『古典籍総合目録』から採録しているデータで，各地に写本がある場合には，国立の機関ならびに都道府県のレベルの機関までを採録。 ・系図で，どの家に該当するか不明の場合，本家分家関係が明らかなきは本家にのみ採録し，本家分家関係がわからないときには全ての該当する家にいれた。 ・徳川家(家 No. 594～605)の場合には以下の採録基準に従った。 徳川家，將軍家，個人名(当主名，権現様，有徳院など)……採録 幕府(旧幕府)，御公儀，個人名(非当主名)……採録しない
--

(後述)から各家ごとに史料の検索作業をおこなった結果である。

採録の範囲は表の通りである。(表Ⅰ)本来ならば、散在した史料を全て網羅し、本来の史料群を再構築させることが少しでもできるように、旧華族に関わる史料を全て採録すべきかもしれない。しかし、ある程度の取捨選択をしなくては作業はなし得ず、また雑多な史料がありすぎるによりかえって再構築が難しくなる場合もある。そのためこのような範囲設定をした。

二次的史料所在調査を行う場合、まず幅広く情報を収集することが基礎となる。情報源とそこからピックアップ方法を次に述べる。

【情報源を集める】

まず、アンケート調査をおこない、それを

補完するために出張調査、電話調査などの調査をおこなった。

アンケート調査は、基礎調査として、史料保存機関、国公私立大学歴史系学部及び図書館、都道府県立レベルの図書館、一部の市立図書館などを対象として昭和六三年五月におこなった。アンケートをおこない、生きた情報を得、本調査の基礎を固めることが出来た。この場をお借りしてご協力に感謝する次第である。調査依頼件数は六四五件で、そのうち四一三件(六三・一パーセント)から回答が寄せられた。この結果を基礎とし、年に七から八カ所ほど史料保存利用機関に出むき、担当者からお話を伺ったり、目録類等の収集、写真撮影、筆写などをおこなった。調査に何があなかった機関には電話による調査をおこなった。総数約三五〇件ほどである。

この調査により、史料群単位の旧華族家に関わる史料の所在情報をかなり収集することができた。また、史料群としては収蔵していない機関からも『所蔵史料目録』等をおくっていただくことができ、旧華族に関わる史料(関係史料)が単一の形(書簡、系図等)でかなり所蔵されていることがわかった。

【ピックアップ方法】

目録等文献による調査は、先の調査でおくっていただいた文献や、当館所蔵の文献、当大学所蔵の文献などを利用した。

当初は、目録の索引などから(索引のない場合には一ページごとを探すことになる)旧華族家の名前、旧藩名、受領名等がある史料名を探しだし、所蔵機関別のカード(表Ⅱ)にデータとして表記し、次にそれを叙爵された人を代表名とした、家ごとのカード(表Ⅲ)に落としなおした。さらに、作業能率を考え、家ごとのカードを含め、関係文献(辞典類、研究論文等)のコピー、系図のコピーなどと共に管理する家ごとのファイルを作成した。ファイルの表紙には

表 II 所蔵機関別カード

目録名		発行所	発行年
史料名	内容(年代 差出 宛名 点数等)	家名	備考

表 III 家別カード

No.	人名 (爵位)	出身地	叙爵の理由		
所蔵機関名	史料名(文書名)	内容 (差出宛名年代点数等)	目録名	整理 状況	公開

「その家に関するキーワード」(例えば、家No.27阿部正功家であれば、陸奥国、棚倉、白河、武蔵国、忍、播磨守、豊後守、歴代当主の名前、号など)を書いた紙を張り付け、各家ごとに検索作業をおこなうこととした。

目を通した文献は約五〇〇点、そのうち旧華族に関する史料があり、採録した文献は約二〇〇点である。その結果、一点ものの史料から数万点の家分け文書群にいたるまで、全て一データとすると、約二万九千のデータを収集することができた。所蔵機関数で約五〇〇機関、出典文献数で約七五〇点である。

大量の史料所在情報の処理のために、NEC・PC9800シリーズ、市販のソフト(カード3プラス、桐)を用いデジタルデータベース化をおこなった。作業は、各家ごとのファイルのデータに入力タグ(ラインマーカーによる色分け)を付け、カード型データベースに入力した。出版にはMS-DOSのテキストファイルを用いた。さらに今後整備を進めレファレンスへの対応を深めて行くつもりである。

【報告書の仕様】

情報収集したデータは出版にあたって表(表IV)のような構成とした。

①見出し

・見出しは家No、爵位を受けた人物名を基準(見出し名)とした。同じ家系に連なると思われる人物の「見出し」(人名)を採す場合には、附編の「居所・石高・系図・系譜一覧」の「当主名」を参照していただきたい。なお、養子の場合、史料の作成年に従って該当の家に振り分けた。年不詳の場合には最後の家にいれた。明治維新の際に姓名を改めた家のみ、旧姓を()で示した。

告書の仕様

⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
宛 先	作成年月日	写年月日など	出 典	備 考

			(内部目録)	電話調査
			三浦古文化第5号伊藤公奇贈憲法資料目録	特殊コレクション
		昭和2年～7年タイプ写	書陵部目録増加1	
			(閲覧用仮目録)	出張調査
			(閲覧用仮目録)	出張調査
伊東巳代治			明治維新関係文書目録	
			明治維新関係文書目録	
			東山文庫目録	
奈良原繁	12月28日		鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録	
伊藤博文			山口コレクション	
			山口コレクション	
			(内部目録)	アンケート
	明治15年・16年	大正12年写	書陵部紀要第25号	
	明治3年	大正12年写	書陵部紀要第25号	
		明治写	書陵部目録	
		大正14年写	書陵部目録	
田中光顕宛		大正8年写	書陵部目録増加1	
		大正7年写	書陵部目録増加1	
			書陵部目録増加1	
井上馨宛	明治33年10月	大正写・昭和写	書陵部目録増加1	
		大正五年～12年写	書陵部目録増加1	
		大正15年写	書陵部目録増加1	
伊藤博文宛		明治写	書陵部目録増加1	
黒田清隆宛			国会図和古書目録	

表IV 報

③ 所 蔵 機 関	④ 史 料 名	⑤ 書 別	⑥ 数 量	⑦ 作 成 等
--------------	------------	----------	----------	------------

①— 102 伊藤博文

伊藤公記念館	伊藤公遺品			
神奈川県立金沢文庫	明治憲法起草参考書		322 冊	原蔵伊藤博文
宮内庁書陵部	伊藤公爵家文書(書状・意見書・上奏・覚書等)	写	3518 点	
国立国会図書館憲政資料室	伊藤博文文書		6000 点	
	伊藤博文文書(マイクロフィルム)	写	1 リール	藤井清子原蔵
早稲田大学社会科学研究所	伊藤文書		45 点	伊藤博文
	稿本伊藤家文書	写	91 冊	
秋田県立秋田図書館	勝海舟翁伝 附伊藤侯元勲談		49 丁	東山太三郎
鹿児島県歴史資料センター黎明館	書簡			伊藤博文
神奈川県立文化資料館山口コレクション	書翰		12 通	
	書翰		17 通	伊藤博文
京都府立総合資料館	伊藤博文書状		1 点	
②— 宮内庁書陵部	伊藤参議在欧中岩倉公往復	写	1 冊	伊藤博文等
	岩倉公造幣局臨検書翰案 附伊藤博文朝臣書翰新貨鑄造之件	写	1 冊	
	伊藤博文以下履歴(明治十八以降内閣履歴書計二五名)	写	1 冊	
	伊藤博文書翰(日清事件)	写	1 冊	
	伊藤公山県公書簡	写	12 通	
	伊藤公草稿	写	1 冊	伊藤博文
	伊藤博文書翰	写	4 冊	
	井上侯書簡 合綴伊藤公書簡	写		
	参考史料雜纂(伊藤公爵家所蔵文書・伊藤公爵外十家所蔵文書)	写	7 冊	
	名家書翰(小川又次土方久元伊藤博文等書翰)	写	1 冊	
宮内庁書陵部(木戸家本)	伊藤博文宛木戸孝允尺牘	写	3 冊	木戸孝允
国立国会図書館	伊藤博文書簡	自筆	1 通	

・人名漢字は『昭和新修華族家系大成』⁽¹²⁾によった。

② 所在情報の配列について

旧華族家一〇一一家に五〇音順の家Noを付し、その順ごとに各家の所在データを配列した。

現時点で史料の所在を確認できなかった家については、本文データはない。ただし、附編の「叙爵理由一覧」「居所・石高・系図・系譜一覧」については全家を対象とし、史料の有無についてもこの項でも確認出来るようにしてある。

各家データの中では、次に述べる一ランク↓二ランクの順で配列した。

・一ランク

家わけ文書(出所の明かな一次的な史料など)、ある程度まとまった文書群として存在するものなどは一ランクとして、ゴチック体で表記した。なお、この場合、原本であることも判断の基準とし、また、既製の目録文献で写本となっているものは旧蔵者名、内容などから判断した。すなわち、ここでは文書群を一括して採録したのであり、個々の文書表題などについては、出典名欄の目録等文献を使用されたい。

・二ランク

一ランクで採録した文書群以外の関係史料を目録文献などから採集し、二ランクとして明朝体で表記した。

・各ランク内でのデータの配列順は次の通りである。

所蔵機関名(五〇音順)↓出典名(五〇音順)↓史料名(J I S コード順)↓作成者名(J I S コード順)↓受取(J I S コード順)

③ 所蔵機関

- ・所蔵機関名は、原則として、『増補改訂版歴史資料保存機関総覧』¹³⁾によった。
- ・所蔵機関名の次に(〇〇家本)と記した場合がある。これは、〇〇家(旧華族)の家分けの史料を当該機関が一〇進法分類などによりふりわけしており、それをそのまま採録している場合、(〇〇家本)と表記した。

④史料名

- ・原則として、出典にある目録文献上の標記をそのまま用いた。

ただし、以下の点についてはデータベース入力のために統一をはかった。

- ・史料の内容は特別に必要な場合を除き割愛した。
- ・原題等が補われている場合には()で表記した。
- ・欠字、虫損等は様に□で表した。
- ・表記注(ママなど)、ルビなどははずした。
- ・旧字体、俗字体など必要に応じてJIS第二水準までの漢字に置き換えた。
- ・未公開、未整理などで閲覧できないことや、マイクロフィルム史料であることなどもこの欄に記した。

⑤書別

- ・原本、写、自筆、稿本等をこの欄に表示した。
- ・出典において「原本写本」、「複製」、「レプリカ」とされている場合には写とした。

⑥数量

- ・点数をこの欄に表示した。
- いくつかの表示がある場合には、冊、点、丁、帖の順で表示した。ただし、書簡の場合には通数を優先した。

・同一機関所蔵の同一書名の史料は統合し、合計の点数を記入した場合がある。(書簡―通数、家譜―部数)

⑦ 作成など

・作成者名を表示した。「著」、「作」は削除した。

・旧蔵者名、原蔵者名がある場合にはこの欄に表記した。

・著者、編者などが複数いる場合には、・でつなげた。ただし、多数にのぼる場合には、関係する旧華族名のみ記し、

「○○他」と表記した。

・著者のほかに原蔵者、編者等がいる場合には、□(スペース)でつなげた。

⑧ 宛先

・書簡などの受取人を表示した。「○○宛」となっている場合にはそのまま表記した。

⑨ 作成年月日

・原則として史料の作成された年月日を表記した。ただし、一部の史料で「○○調」となっているものに関して、それを補った場合がある。

・「から」は「〜」で表した。

⑩ 写年月日など

・⑤書別欄で「写」としたものに関し、年月日などを中心に摘記した。

・「コロタイプ」、「タイプ」、「蔵本写」等はこの欄に表示した。

⑪ 出典

・所在情報を確認した目録等文献を表記した。なお、これらの目録等文献は原則として当館において閲覧することが

できる。

・本文データ中で、目録等文献名を略記した場合がある。正式名称は附編の「出典一覧」において確認されたい。

⑫備考

・目録文献などで所在情報の確認が出来なかったものについては、その情報の出所、すなわちアンケート調査、電話調査、出張調査、〇〇よりの情報、などを表記した。

報告書は総ページ約二千ページ(五〇〇ページ四分冊)、データ数約二万件を掲載している。データ掲載の本文編の他に各旧華族家の「家」に関するデータ(表V、表VI)、出典一覧なども附編として付している。

おわりに

以上、今回当館でおこなった史料所在調査をもとに、「史料所在調査」の構造・意義について述べた。また、実際例として「旧華族家史料の所在調査」の方法・報告書の仕様についてふれた。

「史料所在調査」という用語の定義はまた曖昧であり、実際には現地における史料調査というべき一次的史料所在調査とその加工分析のうえでの調査である二次的史料所在調査の二種類あることを今回指摘した。

そのうち二次的史料所在調査は、今後の史料保存利用機関の情報サービス等を考えると、ぜひ進めなければならない分野である。自然科学、図書館学等の分野では全世界的な書誌や資料に関するデータベースが構築されており、それを専門にリサーチする職もある。情報や検索、データベースがいかに重要であるか、こういったことが文献史学や

史料管理学の分野においては、いかに立ち遅れているかを認識し、今後発展させて行かなければならない。

史料管理学は新しい学問であり、まだまだ用語の定義すら曖昧なものが多い。従来誰もが、それぞれのやり方でこなってきたことに理論的な裏付けを考えることも大変な作業である。しかし、新しい学問であるならなおさらのこ
と基礎を整えるべきであろう。史料を「誰もが自由に」「科学的に」「永続的に」利用できる日が早く来るよう、史料の整理保存・利用に携わるもの一人として希望し、その一助を担っていきたいと考える。

註

(1) 調査・研究は昭和六〇年度より平成二年度までおこなわれた。この間私学振興財団、(社)霞会館よりご援助をいただいた。

(2) 『旧華族家史料所在調査報告書』一九九三年三月刊行

(3) 『史料の整理と管理』国文学研究資料館史料館、一九八八年)

(4) 安藤正人「記録史料調査の理論と方法―現状と課題―」
『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』、牛久市史編さん委員会、一九八一年三月)

同様の記述は国立史料館前掲書に「史料整理と検索手段作成の基本手順」として論述されている。

(5) ①概要調査の方法は、物質的な面では、史料所蔵者への挨拶の仕方、携帯品などを考えること、記録史料調査の作業手順としては現地調査と所在確認↓保存現状の調査↓保存現状の変更↓概要調査↓応急保存手当て↓周辺関連調査↓

史料調査のまとめ↓長期的整理保存計画の立案の両面がある。
(6) さらに複製などによる史料の計画的収集もおこなう。
(7) ここでのデータベースとは、コンピューター上のものだけではない。

(8) 安藤前掲書

(9) 文部省科学研究費補助金一般研究(A)「史料所在情報の集約とその解析的研究」(研究代表 国文学研究資料館史料館)研究会議(一九九三年二月二三日)配布資料より

(10) 前掲資料

(11) 文献による調査は、平成二年三月末(平成元年度)までに発行されたものを対象とした。調査の対象は公的機関所蔵の史料のみとし、個人所有の史料は対象としていない。

(12) 『昭和重修華族家系大成』(霞会館諸家資料調査委員会作成、吉川弘文館、一九八二年)

(13) 『増補改訂版歴史資料保存機関総覧』(地方史研究協議会編、山川出版社、一九九〇年)

表V 叙爵理由一覧 ☆印は現時点で史料所在が確認できなかった家

家No.	叙爵者名	爵位	叙爵理由	本文頁
80	伊集院兼寛	子爵	維新に功 海軍少将 元元老院議官 功により子爵	1-130
81	伊集院五郎	男爵	水雷の研究に従事 海軍中将 日露戦争の功により男爵 のち海軍大将・元帥	☆
82	伊集院彦吉	男爵	第一次大戦バリ講和会議全権委員 功により男爵 のち 外務大臣	1-130
83	伊瀬知好成	男爵	陸軍中将 西南・日清戦争に功 日露戦争での留守近衛 師団長としての功により男爵	1-130
84	板垣退助	伯爵	幕末・維新に功 自由民権運動に尽力 功により伯爵 のち内務大臣	1-130
85	板倉勝弼	子爵	松山(高梁)藩主	1-132
86	板倉勝観	子爵	安中藩主	1-136
87	板倉勝達	子爵	福島藩→重原藩主	1-140
88	板倉勝弘	子爵	庭瀬藩主	1-142
89	井田譲	男爵	維新に功 オーストリア・フランス各公使, 元老院議官 歴任 功により男爵	1-142
90	伊丹重賢	男爵	維新時国事に尽力 諸官歴任 元老院議官 功により男爵	1-142
91	一條實輝	公爵	公家	1-142
92	一條實基	男爵	一條家分家 特旨により男爵 土佐一條家再興	1-158
93	市橋長壽	子爵	仁正寺(西大路)藩主	1-158
94	一木喜徳郎	男爵	東京帝国大学教授 文部・内務・宮内各大臣等歴任 功 により男爵 のち枢密院議長・内大臣	1-160
95	五辻安仲	子爵	公家	1-160
96	伊東祐亨	伯爵	海軍中将 日清戦争の功により子爵 海軍大将 日露戦 争の功により伯爵 のち元帥	1-160
97	伊東巳代治	伯爵	憲法制定事業に参加 農商務大臣・枢密顧問官・帝室制 度調査局副総裁等歴任 功により男爵 のち子爵・伯爵	1-162
98	伊東長畝	子爵	岡田藩主	1-162
99	伊東祐麿	子爵	維新に功 海軍中将・軍務局長・兵学校長歴任 功によ り子爵	☆
100	伊東祐婦	子爵	飲肥藩主	1-162
101	伊東義五郎	男爵	海軍中将 日露戦争の功により男爵	☆
102	伊藤博文	公爵	維新に功 諸官歴任 憲法制定に尽力 皇室制度の整備 および華族令制定にあたる 初代内閣総理大臣 のち総 理大臣・枢密院議長・韓国総監等歴任 伯爵以後侯爵・ 公爵	1-170

系図・系譜一覧

☆印は現時点で史料所在が確認できなかった家

系 図	系 譜 など	本文頁
栄六→退助→鉾太郎→守正→正貫→退太郎	高知藩士	1-130
勝重→重宗→重郷→重常→重冬→重治→勝澄→勝武→勝従→勝政→勝俊→勝職→勝静→勝弼→勝貞→勝蒙→勝昭→重俊→重徳		1-132
重形→重司→勝清→勝暁→勝意→勝尚→勝明→勝殷→勝任→勝殷→種子→久知→種子→花子→勝観→勝央→弘→勝章	松山板倉家分家 祖重宗二男	1-136
重昌→重矩→重種→重寛→重泰→勝里→勝承→勝任→勝行→勝矩→勝長→勝俊→勝顕→勝己→勝達→勝憲→勝朝→勝宏	松山板倉家分家 祖勝重三男	1-140
重宣→重高→呂信→勝興→勝志→勝喜→勝氏→勝資→勝貞→勝成→勝全→勝弘→勝鏝→勝彦	福島板倉家分家 祖重矩孫	1-142
徹助→諱→磐楠→豪俊→守厚	大垣藩士	1-142
重任→重賢→春雄→重雄		1-142
内基→昭良→教輔→兼輝→兼香→道香→輝良→忠良→実通→忠香→実良→忠貞→実輝→実孝→実文→実昭→実綱	撰家 桃華殿	1-142
実基	一條家分家 実輝長男	1-158
長勝→長政→政信→信直→直方→直挙→長璉→長昭→長堯→長富→長義→長寿→虎雄		1-160
喜三司→喜徳郎→頼太郎→允		1-160
之仲→奉仲→斉仲→俊仲→英仲→仲賢→広仲→盛仲→順仲→経仲→宗仲→豊仲→高仲→継仲→安仲→治仲→隆仲→規仲	半家 宇多源家 神楽	1-160
祐典→祐亨→靖祐→達祐	鹿児島藩士	1-160
善平→巳代治→太郎→治正→憲治		1-162
長久→長実→長昌→長治→長貞→長救→長丘→長銚→長寛→長之→長裕→長壽→久実→二郎→九郎→震三		1-162
祐典→祐磨→二郎丸→英磨	鹿児島藩士	☆
義益→祐兵→祐慶→祐久→祐由→祐実→祐永→祐之→祐隆→祐福→祐鑑→祐民→祐丕→祐相→祐婦→祐弘→祐淳→祐昭		1-162
賢治→義五郎→義節	松代藩士	☆
十蔵→博文→博邦→博精→博雄	山口藩士	1-170
文吉→俊夫→博昭	伊藤博文分家	☆

表 VI 居所・石高・

家No.	叙爵者名	居 所	旧 石 高
84	板垣退助		
85	板倉勝弼	下総関宿→伊勢亀山→志摩鳥羽→伊勢亀山→備中松山(高粱)	5万石(後2万石)
86	板倉勝観	上野安中→陸奥泉→遠江相良→上野安中	3万石
87	板倉勝達	三河深溝(深溝西郡)→三河中島→下野烏山→武蔵岩槻→信濃坂木→陸奥福島→三河重原	3万石(後2万8000石)
88	板倉勝弘	上総高滝→備中庭瀬	2万石
89	井田讓		
90	伊丹重賢		
91	一條實輝		2044石
92	一條實基		
93	市橋長壽	伯耆矢橋→越後三条→近江仁正寺(西大路)	1万7000石余
94	一木喜徳郎		
95	五辻安中		200石
96	伊東祐亨		
97	伊東巳代治		
98	伊東長齋	備中岡田	1万343石
99	伊東祐磨		
100	伊東祐婦	日向飢肥	5万1080石
101	伊東義五郎		
102	伊藤博文		
103	伊藤文吉		